

全国で実施する放射性物質モニタリング (令和元年度)調査結果(確定値)(案)

令和2年12月1日

環境省

公共用水域・地下水の放射性物質モニタリング



1. モニタリングの基本的な考え方

- ・一般環境中の放射性物質の存在状況を把握し、必要に応じ詳細分析を行うことを基本とする。
- ・測定結果は、速報値を隨時公表するとともに、専門家による評価検討会において評価を行い、とりまとめた確定値を毎年公表する。

2. モニタリングの実施

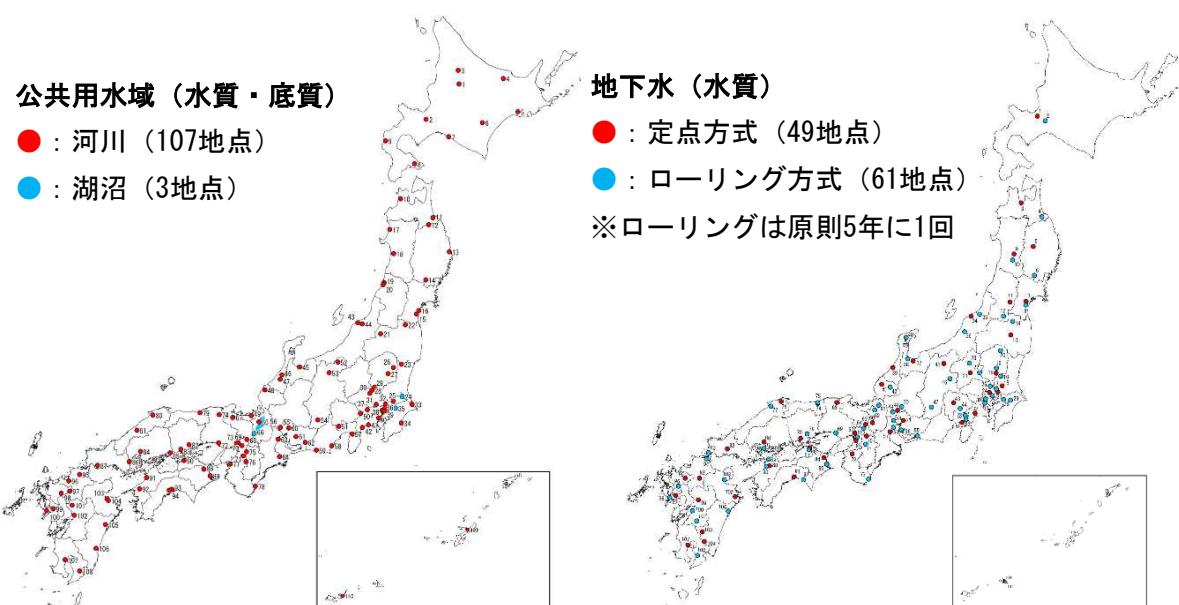
一般環境中の放射性物質の存在状況を把握するため、公共用水域及び地下水（それぞれ全国110地点）について測定を実施。



▲河川調査



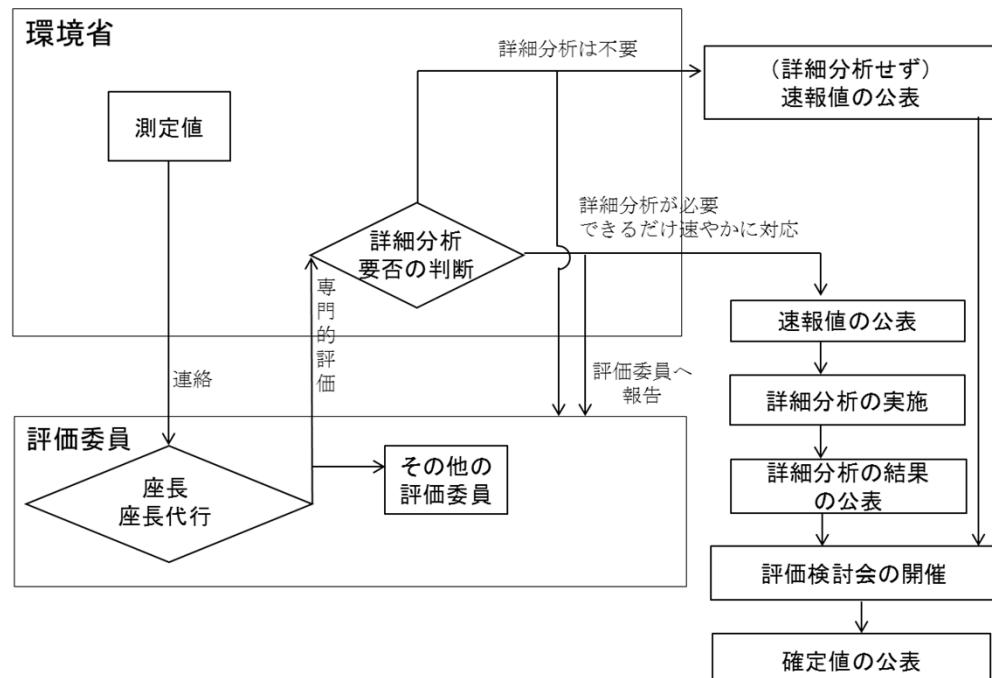
▲地下水調査



公共用水域・地下水の放射性物質モニタリング



4. 測定値の専門的評価の流れ



5. 調査区分

- 公共用水域(水質)
- 同 (底質)
- 同 (周辺環境)
- 地下水

6. 調査結果の確定

- 測定値はブロック毎にまとまり次第、速報値として環境省ホームページに公表した。
- 令和元年度は詳細分析を必要とする速報値は無かった。
- 公表済み速報値(資料1)を確定値とする。